

平成 27 年第 3 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 7 号)

平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 議案第 57 号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
議案第 58 号 那須塩原市行政財産使用料条例の一部改正について
議案第 59 号 那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案第 60 号 契約の締結について
議案第 61 号 契約の締結について
議案第 62 号 災害時応急対策活動の協力に関する協定の締結について
議案第 63 号 市道路線の認定について
請願・陳情等について
(各委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 議案第 55 号 平成 27 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 1 号)
議案第 56 号 平成 27 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 報告第 18 号 専決処分の報告について〔和解〕
(報告)
- 日程第 4 報告第 19 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 5 発議第 6 号 議員の派遣について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 発議第 7 号 議員の派遣について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 発議第 8 号 「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める意見書の提出について
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画政策課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	渡邊秀樹	環境管理課長	臼井一之
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	菊地富士夫
子ども未来部	藤田恵子	子育て支援課長	石塚昌章
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	印南良夫
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	八木澤秀	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	会田裕司
農業委員会事務局長	川嶋勇一	西那須野支所長	関谷正徳

塩原支所長 赤 井 清 宏

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 阿 久 津 誠

課長補佐兼
議事調査係長 増 田 健 造

議事調査係 長 岡 栄 治

議事課長 大 武 利 幸

議事調査係 伊 藤 靖

議事調査係 磯 昭 弘

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

表彰状の伝達

議長（中村芳隆議員） 議事日程に入る前に、全国市議会議長会から表彰状が届いておりますので、伝達を行います。

事務局長よりお名前をお呼びしますので、前にお進みください。

〔表彰状伝達〕

議案第57号～議案第63号及
び請願・陳情等の各常任委員長
報告、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 日程第1、議案第57号から議案第63号までの7件及び請願・陳情等についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案7件及び請願・陳情等については、関係委員会に付託してあります。各委員長は一括して審査の結果を報告願います。初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。

10番、松田寛人議員。

〔総務企画常任委員長 松田寛人議員登壇〕

総務企画常任委員長（松田寛人議員） 総務企画常任委員会の審査経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年第3回那須塩原市議会定例会において、当分科会に付託された案件は、条例案件1件、協定の締結に関する案件1件であります。

これら案件を審査するため、去る6月18日、第1委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長等、課長、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第58号 那須塩原市行政財産使用料条例の一部改正について申し上げます。

総務部財政課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第58号 那須塩原市行政財産使用料条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第62号 災害時応急対策活動の協力に関する協定の締結について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対して、委員から、12条と13条にかかわる賠償の責任について、協力要請をした時点で被災自治体側に賠償の責任が発生するのではないかとこの質疑があり、執行部からは、要請したことによって起きるもの全てが行政側の賠償するものではなく、事故、賠償等については特に念入りに協議し、タクシー協議会の方も内部や関係機関に確認した中で了解を得ての文面になっているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、自治体が負担する経費

について、時間制運賃30分2,990円の根拠についての質疑があり、執行部からは、通常の宇都宮塩那交通圏内のタクシー運賃料金をそのまま使っている形で、原則は時間制だが、明らかに距離制のほうが安くなるような場合には、協議の上、距離制で対応させてもらうことを了解を得ているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第62号 災害時応急対策活動の協力に関する協定の締結については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

9番、伊藤豊美議員。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美議員登壇〕

福祉教育常任委員長（伊藤豊美議員） 皆さん、おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例案件2件、その他の案件2件、陳情5件の計9件であります。

これらの審査をするため、去る6月18日午前10時から第4委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑、意見等を中心に申し上げます。

初めに、議案第57号 那須塩原市手数料条例の一部改正について申し上げます。

委員から、今までの住基カードの発行累計はど

れくらいかとの質疑があり、執行部からは、1万1,713枚の発行となっているとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、住基カードの発行は増加する傾向にあるか、とまっている傾向にあるかとの質疑があり、執行部からは、コンビニや住基カードを利用した証明書の発行率でいうと、当初の3.4%から現在は13.4%と10%程度大幅に増加している状況にあると答弁がありました。

審査の結果、議案第57号 那須塩原市手数料条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について申し上げます。

委員から、27年、28年度で一番安い介護保険料は2万7,500円であるが、昨年度の保険料は幾らだったかとの質疑があり、執行部からは、24年、25年、26年の3年間は2万7,000円であったとの答弁がありました。

審査の結果、議案第59号 那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 契約の締結について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第60号 契約の締結については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 契約の締結について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第61号 契約の締結については、全員異議なく原案のとおり可決

すべきものと決しました。

次に、陳情第2号「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情について申し上げます。

委員からは、社会の流れの中で少人数学級をしっかりと目指すべきであり、少人数学級を行っていない場合には、いじめ、不登校の問題も含んでいるため、採択したいとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、那須塩原市の現状として、2年生から3年生になるときに35人から40人になってしまう学級が88学級のうち11学級あり、スムーズな進行ができないと聞いている。それに対応するため、150名の非常勤講師を配置して当市としては努力をしているところではあるが、よりきめ細かな指導をできる環境とするためにも、採択すべきと考えているとの意見がありました。

採決の結果、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情については、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情について申し上げます。

委員からは、特別支援学校の実態を把握するためにも、一度視察をさせていただいてから、その上で審査すべきと考えるため、継続審査としたいとの意見がありました。

また、ほかの委員から、栃木県内で陳情にあるような心配な状態の施設はないと執行部から説明を聞いているが、全国的な問題で教室不足という不安があるのであれば、全国の問題として採択したいとの意見がありました。

採決の結果、陳情第3号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情については、継続審査とすべきものが5名であり、継続審査とすべきものと決しました。

次に、陳情第4号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を

求める陳情について申し上げます。

委員からは、所得制限を設けたおかげで低所得者への給付金を手厚くすることができるため、不採択としたいとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、高校無償化を導入した意味は、平等に無償で教育を受ける権利を保障したものであるという趣旨を考えると、親の所得によって子どもの権利を分けるということに対しては不平等になると思うため、採択とすべきとの意見がありました。

採決の結果、陳情第4号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情については、採択すべきに賛成が2名であり、賛成少数につき不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第5号「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情について申し上げます。

委員からは、本市においては貸与制奨学金もあり、大学生が実質無償で借りることができることになると、勉学に励む意欲がそがれてしまうと思うため、不採択としたいとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、大学の授業料は非常に高く、現在の雇用体制が非常によくないので、借金を背負って社会に出てしまう。日本は優秀な人材に徹底的に教育をして、生き残るための教育をするという観点から立ちおけているので、日本はもっと教育にお金をかけるべきだと考えているため、採択すべきとの意見がありました。

採決の結果、陳情第5号「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情については、採択すべきに賛成が2名であり、賛成少数につき不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第6号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情書について申し上げます。

委員からは、今の経済状況だけではなく将来に

わたっても検討が必要と思われるため、内容について研究、精査する必要があるため、継続審査としたいとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、今までも年金政策の中で、安全で確実な運用を堅持することとあるため、慎重な運用が必要と考える。また、陳情にあるような、関係者が参画して意思の反映ができるようなガバナンス体制を構築することが大切だと思っているため、採択すべきとの意見がありました。

さらに、ほかの委員からは、年金については、100年安心年金プランという長期的な観点に立った安全かつ効果的な運用を堅持することとしています。その中で、リスクを抱えながらも年金の運用方法を見直していく必要があると思い、不採択とすべきとの意見がありました。

採決の結果、採択とすべきが4名、不採択とすべきが1名、継続審査とすべきが3名であり、可否いずれにも至りませんでした。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査過程並びに結果についての報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

7番、櫻田貴久議員。

〔建設経済常任委員長 櫻田貴久議員登壇〕

建設経済常任委員長（櫻田貴久議員） 皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、市道路線の認定に関する案件1件であります。

この案件を審査するため、去る6月18日、第2

委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

これより、議案第63号 市道路線の認定について申し上げます。

委員からは、この橋梁は、完成から今までの間に点検等の費用がかかっていなかったのか。また、これまでは市単独で担うものが若干あり、今回については大きく行うもので、市道路線の認定をすることによって国庫補助の対象となるという理解でよいのかとの質疑があり、執行部からは、橋梁点検については、以前、橋梁長寿命化計画を策定する際にも行っており、また、日常的な維持修繕の中での点検も行っているが、国庫補助を導入して点検するのは今回が初めてである。そのため、日常的な維持管理の上での補修については補助対象にならない。今回、大規模に点検をし、その点検の結果、補修が必要ということになった場合については、その点検を基礎として国庫補助の対象になるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第63号 市道路線の認定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第57号から議案第63号までの7件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第57号から議案第63号までの7件については、総務企画、福祉教育、建設経済常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第63号までの7件については、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情等に入ります。

陳情第2号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情について、討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 皆様、おはようございます。11番、日本共産党の高久好一です。

陳情第2号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情について賛成する討論です。

陳情の趣旨は、国の責任で小学校3年生以降の35人学級を計画的に前進させること、35人以下学級の実現のため、標準法を改正して教職員定数の改善計画を立てることの2つについて、国に意見書の提出をするよう求めて全日本教職員組合から提出された陳情です。

国は、小学校では1年生に2011年から35人学級を導入しました。2年生については、毎年の予算措置で35人学級が行われています。全学年での速やかな実施が児童や保護者、教職員の願いとなっ

ています。

これに対して財務省などから、いじめや不登校の目立った改善につながっていないとして、40人学級に戻すよう主張が行われています。従来の40人学級に戻せば、教職員を4,000人減らせ、義務教育費の国庫負担を約86億円削減できると主張し、その削減した額を幼児教育の段階的な無償化などに充てることができるとしています。狙いは教育費総額の伸びに対する抑制を図ることです。

小学校で認知されたいじめのうち1年生の割合は、35人学級導入前の5年間の平均が10.6%だったのに対して、導入後2年間は11.2%に上昇、暴力行為も微増、不登校は微減で、目立った改善点はなかったとするものです。

しかし、児童生徒の問題行動件数は、都道府県での把握がまちまちで、万単位から3桁、2桁の単位まであり、その平均値は余り当てにはなりません。ですから、財務省の指摘には説得力がありません。35人学級は、小学校1年生に導入してまだ3年ばかりです。一方で、いじめや不登校などに対する世間の目は年ごとに厳しくなり、学校による実態把握はよりきめ細やかになっています。数値がふえるのはそうした取り組みの反映であり、むしろ35人学級だからこそ、この程度で済んでいるとも言えます。

財務省などは、なぜ現場の多忙化を無視するのでしょうか。経済開発協力機構OECD調査でも、日本の教員の労働時間は各国中最も長く、日本の1学級当たりの児童生徒数は小学校で約28人、中学校で約33人となり、最も多い国の一つとなっています。学級編制はアメリカが24人から31人、イギリス30人、ドイツ24から28人です。

一方、国が教育に投じる公的費用は少ない額です。発達障害など特に配慮が必要な子どもはふえ続けています。非正規労働の拡大に伴う家庭の経

済的貧困の広がりにより親子関係の希薄化が進む中で、地域も昔のように子どもを構ってくれる余裕はありません。その分、学校にはかつてない負荷がかかっています。

こうした中、文科省は、新たに作成した教職員改善計画10カ年計画で3万1,800人の定数改善を行うことを決め、初年度となる15年度の概算要求に2,700人に定数改善を盛り込みました。35人学級を1年生以上に拡大していくことも可能となるとしています。

この問題で文科相は、教員は他国よりも多忙を感じており、教育環境の悪化にもつながると述べ、財務省の35人学級見直しの方針を認めない考えを示しました。いじめなどへの対応でも、現場感覚からいえば、きめ細やかな指導という意味で35人学級のほうが望ましいと主張しました。

教育を取り巻く環境は、早急な教員増を求めています。栃木県は、2012年から小2も加配教員で35人学級としました。中学校は、それ以前から知事の方針で全学年35人学級を導入しています。

資源のない日本にあるのは人材だけです。この陳情が提出された15日後の6月5日、文科相は衆院文科委員会で、小中学校の35人学級の推進について、学級編制を定める標準法を改正し、来年度予算の概算要求に盛り込むことを検討したいと表明しています。国会での論戦や国民の運動に押されて、文科相が35人学級の推進について法改正と概算要求を言及したのは、この日が初めてです。

文科相はさらに、学級現場は大変に複雑化、困難化しており、加配教員を充実させることが求められている。全体的な教員定数についても戦略的に考えていくことが必要だと述べました。この答弁を実行させるためにも、国民の世論による包囲を緩めないことが今求められています。

陳情第2号 「国の責任による35人以下学級の

前進」を求める陳情について賛成する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第2号について、福祉教育常任委員長報告は採択であります。

採決いたします。

陳情第2号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、陳情第2号については採択と決しました。

次に、陳情第3号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情については、継続審査といたしましたので報告いたします。

次に、陳情第4号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情について、討論を許します。

3番、相馬剛議員。

〔3番 相馬 剛議員登壇〕

3番（相馬 剛議員） 議席番号3番、相馬剛です。

陳情第4号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について、反対討論を行います。

まず、高等学校等就学支援金への所得制限をやめて無償化を復活させる件については、現在の制度は、収入の高いご家庭への助成をなくし、その分の資金を収入の低いご家庭への助成として上乘せしているというものです。また、私立高校に通っている場合は、公立校に比べ2.5倍の就学支援金を受け取ることができます。生徒の意思によつての就学であり、受益者負担の観点からも高等学校は有償が原則と考えます。そして、所得制限に

より低所得者の就学にかかる経済的負担を軽減し、実質的に教育の機会均等を図っています。年収910万円を超えないご家庭は、授業料が現在も実質無償であり、当地域では7割以上のご家庭がこれに該当していると思います。

給付制奨学金については、平成26年度に高校生等奨学給付金が導入され、給付型の奨学金が始まっています。これは、授業料以外の教育費負担を軽減するため非課税世帯を対象に支援を行う制度で、最大13万8,000円給付され、これについて返済は不要です。

以上の理由から、国に対する意見書の提出について反対する立場での討論といたします。

議長（中村芳隆議員） 次に、1番、藤村由美子議員。

〔1番 藤村由美子議員登壇〕

1番（藤村由美子議員） おはようございます。

1番、藤村由美子です。

陳情第4号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を実現し、給付制奨学金の確立を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

第1に、これは人権の観点から、平等に無償化する必要があると考えるからです。批准を保留していた国連の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の無償教育導入の条項について、2012年9月に、日本は保留を撤回する宣言を行いました。この国際人権規約の意味するところは、中等、高等教育の無償化と教育の機会均等は人権として保障する必要があるという世界の常識です。

この観点から、保留を撤回したということは、全ての子どもの中等、高等教育は平等に無償化されるべきと考えます。

第2に、2014年度の入学生から親の所得制限が導入されたことは、第1の理由である全ての子どもを平等に無償化するという趣旨から外れる改正

だと考えます。たまたま共働きで所得制限を超える収入のあるご家庭で、子どもの人数が多い場合と、世帯年収は制限内でも子どもが1人の場合では、1人当たりの教育にかけられる金額はおのずと違ってきます。さまざまな要因から、親の年収だけでは、実際に子どもの教育にかけられる状況は正確に把握することはできません。すなわち、親の所得で判断すると、子どもの間には不公平が生まれるということです。

第3に、所得制限を超える高所得者世帯の給付を制限することで生まれた財源を、低所得者世帯の子どもへの奨学給付金に充てるという考え方には、同じ学校で机を並べて学んでいる子どもたちに対して配慮が欠けているということです。このようなデリカシーに欠ける政策は、教育というものの本質と国際人権規約の趣旨から逸脱していると思えません。

2010年度から高校授業料の実質無償化制度ができて、多くの家庭で負担が減り、経済的な理由によって高校を中退する生徒も減ったと調査結果が出ています。ところが、2011年、もともと教育費のかさむ16歳から18歳の子どもがいる人が受けられる特定扶養控除が減らされ、その分が高校授業料無償化の財源とされたことから、結果的に子育て世代の教育費はなかなか楽にならないのです。

財源は別のところから新たに持ってこなくては、根本的な解決になりません。子どもは生まれを選ぶことはできません。第1のステップとして、全ての子どもの教育にかかる費用は公平に無償化すべきです。そして、第2のステップとして富裕層への所得税増税を行い、さまざまな社会福祉に充てるべきと私は考えます。

これらの理由から、陳情第4号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を実現し、給付制奨学金の確立を求める陳情は、採択すべきと考えます。

議長（中村芳隆議員） 次に、11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

陳情第4号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情に賛成する討論です。

重過ぎる教育費の負担を何とかしてほしい。子どもを持つ世代にも、高校生、大学生にも共通の願いです。安倍政権による消費税増税や経済政策アベノミクスによって広がる貧困と格差の中で、この要求は、学ぶ若者にとってますます切実な要求になっています。教育費の軽減、無償化、行き届いた教育を実現することが今、強く求められています。

日本の家計に占める教育費負担は、世界でも異常に高額です。高校入学から大学卒業までにかかる費用は、日本政策金融公庫2013年調査でも、子ども1人当たり平均1,000万以上にもなります。国民と教育関係者の運動と世論に押されて、日本政府は、2012年に高校と大学を段階的に無償化するという国際人権規約の条項の留保を撤回しましたが、無償化の具体化は検討されていません。それどころか、自民、公明、維新、旧みんなは、一度導入された高校の授業料無償化を廃止して、高校就学支援金に所得制限を導入する改悪案を強行しました。学びたくても学費が払えず学べない事態に拍車をかける逆行です。国は、高校就学支援金の所得制限をなくし、私立高校生への支援金制度の拡充を進めること、国際人権規約を生かして高校、大学、専門学校の無償化を達成する目標をはっきりさせ、段階的なプログラムを策定すべきです。

奨学金制度を改革することは、待ったなしです。

多くの学生が有利子の貸与型奨学金に頼り、卒業後には平均ケースで300万から多い場合は1,000万もの奨学金の借金を背負わされています。奨学金を借りて卒業した8人に1人が、就職難や低賃金で返せなくなり、滞納や返済猶予に至っています。借りたくても我慢してアルバイトに追われる学生もふえています。学生が安心して利用でき、勉学に専念できる制度にすることが急務です。

経済協力開発機構OECD加盟国のほとんどで返済の必要のない給付奨学金がありますが、日本にはなく、安倍内閣が拒んでいます。学生が安心して使える奨学金に改革するため、有利子奨学金を無利子にする、返済方法を改善する、給付奨学金を直ちに創設する、こうしたことへ政府を動かすことが必要です。

安倍政権のもとで、日本の教育の公的支出が国内総生産GDPに占める割合は、OECD加盟国で連続最下位が続いています。非正規雇用の拡大と貧困の連鎖を断ち切るためにも、教育予算の抜本的増額と教育負担の軽減、無償化、奨学金拡充の道を切り開くことが今、強く求められています。

よって、陳情第4号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情に賛成する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第4号について、福祉教育常任委員長報告は不採択であります。

採決いたします。

陳情第4号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、陳情第4号については不採択と決しました。

次に、陳情第5号「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情について、討論を許します。

4番、齊藤誠之議員。

〔4番 齊藤誠之議員登壇〕

4番（齊藤誠之議員） 陳情第5号「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情に反対の立場から討論をいたします。

優秀で学ぶ意欲のある学生が経済的な理由で大学に行けないというのは、確かに社会全体にとって損失だと考えております。ただし、大学に行くには、第1に個人の判断に基づくものです。仮に、大学生への給付制奨学金が創設された場合には、現時点で1,000兆円を超える借金を抱える国の財政が耐え得るのか。多くの借金を抱える日本にとって、確かに教育は国の根幹ですが、限られた国の予算の中で教育をどの程度まで優先させるべきか、もっと議論する必要があると考えます。国の財布を握る財務省からは、赤字をこれ以上ふやさないで文部科学省の予算を大幅にふやすには、医療費や建設費などの他の支出を削るか、増税を考えなければならない。他省庁との予算はそう簡単に削れないし、消費税も上がる中、普通に考えれば国民の合意は得にくいという報道記事もございます。

大学生への給付制奨学金を創設し、誰もが大学に進学できることは、方向性といいたしましては賛同いたしますが、国の財政を大局的に見た場合には、現段階においては難しいことと考えております。また、大学への進学は本人の意思に基づくものであり、資金面に関しましても、奨学金を借りる場合には、借りる前に大学卒業後の生活費や収入を考慮し、無理のない返済プランを立てることは本人や家族の責務であります。

安易に無償を掲げることで、学習の意欲を削ってしまうことにもなりかねないことも考え、陳情

第5号「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情に反対いたします。

議長（中村芳隆議員） 次に、11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党、高久好一です。

陳情第5号「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情に賛成する討論です。

陳情の趣旨は、大学生に対する給付制奨学金制度をつくることを求める意見書を国に提出するよう求めて、全栃木教職員組合から提出された陳情です。

日本の教育への公的支出は、経済協力開発機構OECDの最新の調査で、国や地方自治体による教育の公的支出の国内総生産GDPに占める割合が、日本では比較できる加盟32カ国中、最下位であることが明らかになりました。日本の最下位は5年連続です。公的支出が少ないため、国民の教育費負担は世界の中でも異常な高さとなっております。国へ、教育への公的支出を抜本的にふやすよう求めるものです。

OECDの調査結果で、教育の公的支出が日本のGDPの3.8%にとどまり、OECD平均の5.6%を大きく下回っています。一方、教育費の支出の自己負担の割合は、日本は30%で、OECD平均の16%の2倍近くになっています。大学など高等教育への支出は、自己負担が60%を占めています。これは、OECD平均の31%の2倍に上ります。このため日本では、大学に入学したときに払う学費は国立で約82万円、私立では平均131万円にもなります。

返済の必要のない給付制奨学金の創設は、切実な要求がありながら毎年先送りになり、多くの学生が有利子の貸与制奨学金に頼らざるを得ません。

大学生は在学中からアルバイトに追われ、卒業と同時に600万円から700万円の借金を背負うことになり、苦しんでいます。OECD加盟国の半数の国は大学の学費が無料で、ほとんどの国に給付制の奨学金制度があります。OECD加盟32カ国中17カ国が大学授業料が無償であり、有償でも極めて安価にしています。授業料が有償の国には全て給付制の奨学金がありますが、日本にはありません。日本とアイスランド以外の32カ国には、給付制の奨学金があり、アイスランドの大学の授業料は無料です。つまり、大学の授業料が有償で給付制の奨学金がないのは日本だけというおくれた状態になっています。学びたい若者は、お金がないために十分に学べず、希望を持ってない日本の現状は余りにも異常です。国は、憲法に基づき、ひとしく教育を受ける権利を保障すべきです。

日本は昨年、教育振興について基本方針を定める第2次教育振興改革を策定しました。文科大臣の諮問機関である中央教育審議会の出した基本計画の案には、OECD諸国並みの公的財政支出を行うことを将来的な目標に掲げました。ところが安倍政権は、最終的に閣議決定した基本計画は、その目標を削除してしまいました。安倍政権の姿勢は、国際的な流れに背くものです。

教育への公的支出をOECD並みに引き上げれば、国と地方で9兆円の増額になります。計画的に引き上げることで、教育への自己負担を抜本的に減らし、行き届いた教育をすることができます。国は、留保していた高校、大学等の段階的無償化を定めた国際人権規約の条項をようやく承認しました。高校、専門学校、大学の無償化を、目標を決めるなど具体化を急ぐことが必要です。

教育への公的支出を早急に拡充させるよう求め、陳情第5号「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情に賛成する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 次に、1番、藤村由美子議員。

〔1番 藤村由美子議員登壇〕

1番（藤村由美子議員） 1番、藤村由美子です。

陳情第5号「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

第1に、高校無償化と同じく、国際人権規約の意味する中等、高等教育の無償化と教育の機会均等は、人権として保障する必要があるという世界の常識基準です。この観点から、全ての子どもの中等、高等教育は平等に無償化されるべきと考えます。ところが日本は、誰もがお金の心配をしないで安心して学べる社会からはほど遠い現状にあります。

高等教育、いわゆる大学レベルにおける学費と奨学金に関するOECDの調査によると、加盟国は4つのタイプに分かれます。学費がもともと低いので奨学金も充実していないヨーロッパ諸国グループ、学費が低いうえに奨学金も充実している北欧タイプ、学費は高いが奨学金が充実しているアメリカタイプ、そして唯一、授業料が高いのに奨学金が充実していない日本。この教育環境は、国際人権規約から考えても、経済大国という看板に恥ずべき現状です。

第2に、返済の必要のない給付制奨学金が日本にはないため、学ぶ意欲があっても低所得世帯の子どもが進学が難しいことです。これでは不公平です。また、貸与型の奨学金を借りたとしても、日本では決して安くない利子があり、学生の多くが卒業と同時に高額の借金を背負って社会人としてスタートしなくてはなりません。しかも、終身安定雇用システムが崩れた昨今では、非正規雇用や無職となる若者がふえ、奨学金を返したくても返せない現状があります。安心して働ける社会を用意できないで、未来ある子どもたちに借金だけ

を背負わせている現状なのです。

無利子の奨学金制度もありますが、これは学業成績のすぐれた一部の学生しか受けることができません。さまざまな事情により、勉学に専念できない子どもたちもいます。その子どもたちが学びたいと意欲を示したときに、この国はどのように応えるのでしょうか。教育は誰のためであり、誰の責任なのか。その根本論を、日本は長く個人のものとして軽んじてきたのです。そして、大きく世界標準からかけ離れてしまった今、国際競争力も同じように落ちてきています。

教育は1年や2年では取り戻せません。一刻も早く教育費を拡充して、高等教育、いわゆる大学の学費に対して給付制の奨学金制度を創設することは、最終的に国際競争力を高めて国益に直結すると思いますので、この陳情に賛成いたします。議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第5号について、福祉教育常任委員長報告は不採択であります。

採決いたします。

陳情第5号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、陳情第5号については不採択と決しました。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

次に、陳情第6号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情書について、討論を許します。

23番、平山啓子議員。

〔23番 平山啓子議員登壇〕

23番（平山啓子議員） 公明クラブ、平山啓子でございます。

陳情第6号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情書について、不採択の立場で討論いたします。

2004年に改正した現在の年金制度は、今後の少子高齢化を織り込んで計算し、持続可能な制度になっております。年金積立金の運用については、法律上、長期的な観点から安全かつ効率的に運用を行うことが要請されております。

そこで、年金積立金管理運用独立行政法人以下、当法人と言います。当法人では、国内外の債券、株式等により構成する基本ポートフォリオ、いわゆる資産構成割合を定め、これに基づき運用しております。当法人の資金運用には、市場リスクがあると言われております。そこで、当法人では、年金積立金全体、債券や株式の資産ごと、運用受託機関、資産管理機関ごとの各段階において、資産構成割合を測定するためのさまざまな指標を用いて市場リスクを管理しております。

また、年金積立金の運用に当たっては、当法人内に厚生労働大臣が任命した委員で構成する運営委員会があり、中期計画等の審議や年金積立金の運用状況等の監視を行っております。あわせて、厚生労働大臣が定めた業務運営の中間目標を受けて、中期計画を策定することとされております。業務実績については、毎年度及び中間目標期間終了後に厚生労働大臣の評価を受けることとなっております。

以上のように、当法人の監視が幾重にもなされ

ております。年金制度を維持していくには安定的な財源確保が不可欠であり、安全性と運用益のバランスを見ながら年金積立金の運用方法を見定めていく必要があります。

よって、この陳情は不採択といたします。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 次に、1番、藤村由美子議員。

〔1番 藤村由美子議員登壇〕

1番（藤村由美子議員） 1番、藤村由美子です。

陳情第6号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情書に賛成の立場で討論いたします。

年金とは、高齢者の最低限の生活を確保するためのものです。その積立金をハイリスク、ハイリターンの商品で運用するなどというのは、根本的になじまないことです。

国際情勢が不安定な状況では、グローバル経済はいつ大きく変動するかもしれません。そんな中、今まで主に国内債券で安定的に運用してきた方法を、株の運用比率を上げ、さらに外国の債券や外国株での運用もふやす方向に方針転換したのは、単に株高を狙ったものと思えません。国民から預かっている大切な財産である公的年金の運用方法を独断的に改変するとして、それを経済政策の目玉として国際的にアピールするやり方に、私はとても納得いきません。国民の大切に莫大な年金資産を危険だと言われているところへ旅に出すのです。

幾らガバナンス会議があるとはいえ、運用委員長が指名する運用委員で構成されており、年金拠出者の代表が外されている状況では、適正に拠出者の意見が反映されるとは思えません。たとえ運用委員全員で構成される運用委員会が審議して意見を述べたとしても、最終的にGPIFの権限は理事長に集中しており、その判断で運用を委託さ

れた信託銀行や投資顧問会社が実際の運用を行うのです。それにより、もし莫大な損失が発生したら、誰がどのように責任をとるといえるのでしょうか。誰かが責任をとってやめたとしても、失ったものは戻りません。

これらの理由から、陳情第6号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情書の訴える内容はもっともであり、当然採択すべきと考えます。議長（中村芳隆議員） 次に、11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党、高久好一です。

陳情第6号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情書に賛成する討論です。

公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人 以下、GPIFは、2014年12月、運用方針の見直しを議論していた運用委員会の議事要旨を公表しました。それによると、2008年のリーマンショックと同等の金融危機が再来した場合、新しい運用方針では、単年度の損失が30兆円に上る可能性があるとの試算結果が示されていたことが明らかになりました。

公的年金積み立ての株運用拡大は、安倍政権の株価つり上げ政策、日本再興戦略の一環です。2014年6月に閣議決定した新戦略の中にも、速やかに実施するとされていました。株式運用の比率を高めれば、市場の動向次第で年金積立金が損失の危機にさらされることは、当初から指摘されていました。運用指針の見直しの担当者自身が、損失の可能性を十分知りつつ、株運用拡大を強行していたことは重大です。

昨年10月末に、厚労省が了承した資産構成の変更によって、国内債券の比率は年金積立金の60%から35%に大幅に引き下げられる一方、国内株式、

海外株式の比率はそれぞれ12%から25%に倍増させられ、合わせて年金積立金の半分を株式で運用することになりました。株価つり上げでもうかるのは、大企業や株を大量に保有する大資産家です。ヘッジファンドなど投機筋や銀行、証券会社も巨額の利益を得ます。しかし、年金積立金の原資は国民が払った保険料です。その目的は、老後の年金を保障することにあり、安定運用が当然の原則です。高リスクの株式運用で損失が出れば、年金削減や保険料の引き上げでそのツケをこうむるのは国民です。国民に年金財政が苦しいといって毎年、支給額の削減や保険料の引き上げを押しつけながら、国民から集めた巨額の積立金を金融界や大企業の利益のために使うのはもってのほかで、許されません。

国民年金と厚生年金の積立金は約132兆円に上り、このうち127兆円を年金積立金管理運用独立行政法人GPIFが運用しています。年金の運用は、安全かつ確実な運用がGPIF法で求められており、これまで安全資産として国内債券中心の運用が行われてきました。GPIFは世界最大級の投資機関であり、日本株の適用比率をわずか1%高めるだけで、1.3兆円もの資金が市場に流れ込みます。外国株式も合わせて20兆から30兆円もの資金が市場に流れ込み、極めて大規模な株価対策となることは明らかです。

これまでも年金積立金は株価対策に利用されてきました。株式運用は、リーマンショック前後の2007年、2008年には、国内株式で10.4兆円、外国株式で7兆円もの大損失を出しています。積立金の高リスク資産への運用拡大は、国民の財産をばくちを使うようなものだとの批判が上がっています。厚労省は、外国でも株式運用を行っているように言っていますが、正確な表現で国民に丁寧な説明を行う責任があります。アメリカで公的年金

の積立金を運用する社会保障信託基金は、市場に出回らない米国政府証券の運用だけしか認められていません。カナダやスウェーデンでは、日本の厚生年金に当たる部分だけでの運用です。基礎年金を含めて公的年金全体の積立金を株式で運用する日本とは、根本的な違いがあります。何よりも、保険料の拠出者である国民の意思が十分に反映できる体制を構築するよう要求することは当然です。国民の財産にふさわしく、安全かつ確実な運用を優先して行わなければなりません。

以上により、陳情第6号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情書に賛成する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第6号について、福祉教育常任委員長報告は採択、不採択とも過半数に至らず、いずれにも決しなかったであります。

採決いたします。

陳情第6号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、陳情第6号については不採択と決しました。

議案第55号及び議案第56号

の常任委員長報告、質疑、討論、

採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第2、議案第55号及び議案第56号の補正予算案件2件を議題といたします。

議案第55号及び議案第56号の2件については、

予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算常任委員長、10番、松田寛人議員。

〔予算常任委員長 松田寛人議員登壇〕

予算常任委員長（松田寛人議員） これより、予算常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年第3回那須塩原市定例会において、当委員会に付託された案件は、議案第55号及び議案第56号の平成27年度補正予算案件2件でございます。

これらの付託案件を審査するため、6月25日木曜日午前10時より、本庁303会議室において予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

初めに、議案第55号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）についてですが、討論では、委員から、社会保障・税番号制度に関する予算が計上されているが、市民の大切な年金や預金などの個人情報を集約し管理する制度は、大きなリスクを伴うもので認められない。年金情報流出のような取り返しのつかないリスクもあり、マイナンバー制度をスタートする条件は全くなく、市は国に対して番号通知カードの中止と制度の廃止を求めるべきであるとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第55号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、

委員から質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算常任委員会の報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第55号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）について、討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第55号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）に反対する討論です。

今回の補正予算は、県の補助決定に伴う経費を追加するほか、喫緊の政策課題に対応するため必要な経費について予算措置を行うものであり、これらの歳入歳出予算補正のほか、1件の債務負担行為補正を行うものとしています。

反対する第1の理由は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバーカードに関する予算が計上されているからです。ほとんどが10月の通知カード、1月の個人カード関連の予算であり、事務のための賃金と合わせて4,336万1,000円が計上されています。市民の大切な年金や預金、医療情報など個人情報を集約し管理する制度は大きなリスク

を伴うもので、到底認められません。マイナンバー制度に関する政府の、行政を効率化して人員や財源を国民サービスに振り向けられるとの説明をそのまま受けとめるのではなく、市は今後も市民の大切な個人情報を守り、市民の福祉の向上を第一とするべきです。

年金機構の情報流出のような取り返しのつかないリスクもあり、その後も東京商工会議所や石油連盟などの流出の被害が報道されています。マイナンバー制度をスタートさせる条件は全くありません。年金機構の情報流出により、国会は、預金や医療情報まで利用範囲を拡大する法案の審議がストップする事態となっていることを、重く受けとめるべきです。

何よりも、社会保障・税番号制度は、アメリカや日本の金融、証券、保険、不動産業界が民間活用を前提に強く国に要求してきたもので、海外での事業による収入には適用せず、国内では、大企業の税負担軽減と国民の税負担をしっかりと確保し、赤字の企業にも従業員数で課税をすることを目指す制度であり、国民が望んだ制度ではありません。市は国に対して番号通知カードの中止と制度廃止を求め、市民の不安に応えるべきです。

既に導入しているアメリカや韓国では、成り済ましや情報の流出など不正使用が頻発し、システムが完成していないため有効な防止策がなく、対策費はとどまらない状態です。ヨーロッパでは、ドイツがナチス時代の反省が強くあり、国が個人情報を管理することには非常に慎重で、それぞれ異なる番号を税金と社会保険など限定的に使用しているだけです。イギリスでは、2008年に国民IDカード制を導入しましたが、2年後、政権交代で、国家は必要以上の国民の個人情報を収集しない、国民の人権を踏みにじる制度として廃止しました。日本では、ベネッセによる全国学力テスト

の個人情報流出事件でも対策はありませんでした。それに続く年金機構による個人情報の大量流出です。

情報流出は人間の問題ではなく、情報の過度な集中や統合から起きる構造の問題であり、情報を分散化して緩やかな情報管理にしていくべきです。未完のシステムや非正規雇用の拡大では、市民の大切な個人情報を守る保証はどこにもありません。市職員の負担軽減どころか、対策のための負担増や懸念が増すばかりです。このシステムの導入は認められません。

第2の理由は、新庁舎整備に関する予算が計上されています。今回の措置により、平成27年度末で新庁舎建設基金は17億円となり、合併特例債の使用は37億円が計画されていますが、市にとって大きな財政負担となります。国の東京オリンピックに向けた整備でも、アベノミクスの経済政策で建設資材の不足や建設費の高騰による資金不足となり、設計の変更や施設の縮小、代替施設を使用、会場を分散化するなど対策をとらざるを得なくなっています。新庁舎の建設時期の競合で市民に過重な負担をかけることを避けるため、鹿沼市のように建設を延期する例もあります。

建設を前提とした2,000人足らずのアンケートや、新庁舎建設に公募された懇談会の市民は合併前の旧3市町からそれぞれ1人だけであり、市民の声の反映が不足していることは、議会報告などでの市民の声からも明らかです。何よりも市民との協働を掲げる那須塩原市の手法として認められません。

よって、議案第55号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）に反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 次に、5番、佐藤一則議員。

〔 5 番 佐藤一則議員登壇 〕

5 番（佐藤一則議員） 皆様、こんにちは。

議席番号 5 番、TEAM 那須塩原、佐藤一則です。

議案第55号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、県の補助決定に伴う経費を追加するほか、喫緊の政策課題に対応するために必要な経費について予算措置を行うものであり、これらの歳入歳出予算補正のほか、1件の債務負担行為を追加するものであります。

債務負担行為につきましては、平成27年3月議会で那須塩原市庁舎建設基本構想の決議をいたしたところです。この基本構想に基づき、基本計画、基本設計の作成を同時にし、事業認定の手続を進めることとなっておりますが、それには基本計画、基本設計を一本化し、その中に事業認定に係る支援を組み入れ、迅速かつスムーズな手続を行うことは、今後の新庁舎建設において大変重要であります。

また、住民基本台帳費における通知カード、個人番号カード関連事務の委任にかかわる交付金については、今年度10月からスタートいたします通知カードの事務、それに伴い平成28年1月から実施される個人番号カードの関連事務等の処理を迅速かつ効率的に行うため、必要不可欠であります。

このようなことから、議案第55号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）について賛成をいたします。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第55号については、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第55号については、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

議案第55号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号については、討論の通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第56号については、予算常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号については、原案のとおり可決されました。

報告第18号及び報告第19号

の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第3、報告第18号 専決処分の報告について及び日程第4、報告第19号 専決処分の報告についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、報告第18号及び報告第19号の2件を一括議題といたします。

本案について、報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 報告第18号及び報告第19号の2件につきまして、あわせてご報告を申し上げます。

当2件につきましては、地方自治法第180条第

1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げるものであります。

まず、報告第18号についてご説明を申し上げます。

議案書は1ページから2ページ、議案資料はございません。

本件は、平成27年4月17日、那須塩原市青木地内において発生した事故に関し、市側車両の損傷について和解したものであります。

事故の状況につきましては、職員が公務により地下水採水の立ち会いのため、市道洞島青木線に市側車両を一時停車中、後方から進行してきた相手側車両が接触し、市側車両を損傷させたものであります。

両者協議の結果、相手側100%の過失割合で示談が成立し、相手方が損害額54万8,057円のうち修理費用46万1,657円を大和車輛整備有限会社に支払い、代車費用8万6,400円をタイムズモビリティネットワークス株式会社に支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第19号についてご説明を申し上げます。

議案書は3ページから4ページ、議案資料はございません。

本件は、平成27年4月23日、那須塩原市上塩原地内の市道中山1号線において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が個人宅地から市道中山1号線へ進入したところ、市道の雨水ヒューム管理設部分が陥没し、その穴に車輛右後輪を落とし、右後輪タイヤ及び車両後部バンパーを破損したものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金23万5,116円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、2件についてご報告申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 報告、説明が終わりました。

発議第6号及び発議第7号の上

程、説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第5、発議第6号 議員の派遣について及び日程第6、発議第7号 議員の派遣についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号及び発議第7号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明をいたします。

事務局長より説明させます。

事務局長。

議会事務局長（阿久津 誠） それでは、発議第6号につきまして、まずご説明いたします。

本件につきましては、那須塩原市の経済団体が行います海外都市との産業交流促進事業に同行し、国際社会に対応できる人材育成と産業の活性化を調査研究するため、7月7日から14日までの8日間、鈴木紀議員及び櫻田貴久議員の2名をオーストリア国リンツ市、ウィーン市ほか、またイタリア国ミラノ市に派遣するものであります。

次に、発議第7号につきましては、姉妹都市交流事業を行うため、8月6日と7日の2日間、埼

玉県新座市に全議員を派遣するものであります。

いずれも公務として扱うため、那須塩原市議会
会議規則第167条の規定及び先例により、議員の
派遣の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を
終結いたします。

これより採決いたします。

発議第6号及び発議第7号の2件については、
原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第8号の上程、説明、質疑、
討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第7、発議第
8号 「国の責任による35人以下学級の前進」を
求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉教育常任委員長、9番、伊藤豊美議員。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美議員登壇〕

福祉教育常任委員長（伊藤豊美議員） 発議第8
号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求
める意見書の提出について、提案のご説明を申し
上げます。

多くの自治体で独自に少人数学級を実施してい
る中、国も地方の動きに圧倒され、2011年度は小
学校1年生で、2012年度は予算措置で小学校2年
生の35人以下の学級を実施しました。しかし、
2013年度以降は、35人以下学級の前進は3年連続
で見送られ、教職員定数改善計画も自然減を上回
る教職員定数の純減が2年連続で行われました。

国に先駆けて少人数学級を実施している自治体
では、不登校や生活指導の件数が減り、学習に対
する理解や意欲も高まり、また定数増で教職員が
子どもたちと向き合う時間がふえて学校が落ちつ
いてきたなど、これらの施策が有効であると報告
されています。

子どもたちの学ぶ権利と行き届いた教育を保障
するためには、地方に負担を求めるのではなく、
国が責任を持って35人以下の学級の前進と、その
ための教職員定数改善を行うことが強く求められ
ています。

よって、那須塩原市議会は、国会及び政府に対
し、1、国の責任で小学校3年生以降の35人以下
学級を計画的に前進させること。2、国は35人以
下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数
改善計画を立てること。この2つの事項を実現す
るよう強く要望し、意見書の提出をするものです。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解の上、
原案のとおりご決定くださいますようお願い申し
上げ、提案の理由の説明といたします。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第8号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

市長挨拶

議長（中村芳隆議員） 以上で、平成27年第3回那須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 平成27年第3回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

まず冒頭、全国市議会議長会より、このたび長年の議会への貢献によりまして、若松、高久、磯飛、眞壁各議員が冒頭、表彰を受けたわけでございまして、長年のご苦勞に対し、私からも敬意を表させていただきます。あわせて今後のご活躍に

も期待をし、ご祈念を申し上げたいと思います。

さて、6月5日から本日まで22日間にわたり開催されました第3回市議会定例会、いよいよ閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様には、条例の一部改正や平成27年度那須塩原市一般会計補正予算、防災に関する協定の締結、合わせて17の案件について慎重にご審議をいただき、原案のとおりご決定をいただきました。大変ありがとうございました。

議案審議や市政一般質問などにおいて、議員各位から示されたご意見等につきましては、今後十分に検討をさせていただきたいと思います。

さて、去る6月17日ですが、選挙権年齢の現行の20歳以上から18歳以上に引き下げる改正選挙法が成立をいたしました。今回の法改正によって生まれる新たな有権者は、全国で約240万人と言われており、早ければ来年夏の参議院選から引き下げられる見込みとなっております。

この改正は、低迷が続く各種選挙の投票率の底上げを図ることが大きな目的となっておりますが、今回の法改正を通して政治に対する若年層の関心が高まること、そして、若者の一人一人が高齢化、少子化など多くの課題を抱える地方の未来を憂い、地方創生の志を持って、本市を初め地元に戻って活躍されることにつながれば大変うれしいと、こういう率直な感想を持っております。

今回の議会でも、投票率の向上に向けた取り組みについて、若年層を初めとする幅広い年代層に対して選挙への積極的な参加を促し、市民と行政が一体となって、このまちに生まれてよかった、住んでよかったと思えるような、夢と希望に満ちたまちづくりにこれからも取り組んでまいりたいと思います。

また、先日の下野新聞ですが、早稲田大学マニフェスト研究会が行った2014年度議会改革制度

調査の結果に関する記事が1面に取り上げられておりました。地方議会における情報公開、住民参加、議会機能強化といった項目に関する取り組みを採点し、順位をつけたものでありますが、回答のあった全国1,503議会の中で、県内では栃木県議会162位、続いて那須塩原市議会が178位となり、前回の調査から5つ順位を上げる結果となっております。県内で回答した22の市町議会の中でトップに出たと、こういうことが報じられておまして、私としても大変うれしく誇りに思っております。年2回開催している議会報告会や定期的な議会だよりの発行など、議会をより身近なものと感じてもらえるような議員一人一人の創意工夫の姿勢、努力が評価をされたものと考えております。

来る7月2日から14日の中で4日間となりますが、西那須野公民館、塩原庁舎、稲村公民館、厚崎公民館において、恒例になっておりますが、市政懇談会を開催させていただきます。地域の課題等について、市民の皆様のご意見を直接お伺いすることができる貴重な機会でございますので、議員の皆様におかれましても、地域の声を拾い上げる一つの機会としていただき、これからもより透明性の高い議会の実現、市民から信頼される議会づくりに向けたさらなる取り組みを期待させていただきます。

終わりになりますが、昨年より少しおくれて関東地方も梅雨入りとなってきました。この時期は体調管理に大変厳しい季節になるわけでございますので、どうぞ議員各位におかれましては健康に留意をされ、引き続き市政運営にご理解とご協力をお願いを申し上げまして、第3回那須塩原市議会定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

議長（中村芳隆議員） 市長の挨拶が終わりました。

閉会の宣告

議長（中村芳隆議員） 閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

去る6月5日から22日間にわたり開会されました平成27年第3回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきまして、議員各位並びに市執行部の皆様のご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対しまして、心から御礼を申し上げたいと存じます。

執行部におかれましては、審議の過程で各議員から出されました意見、要望等を十分ご検討いただき、市政に反映されますよう要望いたすところであります。

梅雨本番を迎え、大雨や竜巻などの自然災害の発生が懸念されているところであります。各位におかれましては、日ごろからの準備、心構えをもう一度確認をしていただくとともに、ご自身の体調管理にもご留意いただければ幸いと存じます。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時55分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成27年6月26日

議 長 中 村 芳 隆

署 名 議 員 相 馬 義 一

署 名 議 員 玉 野 宏